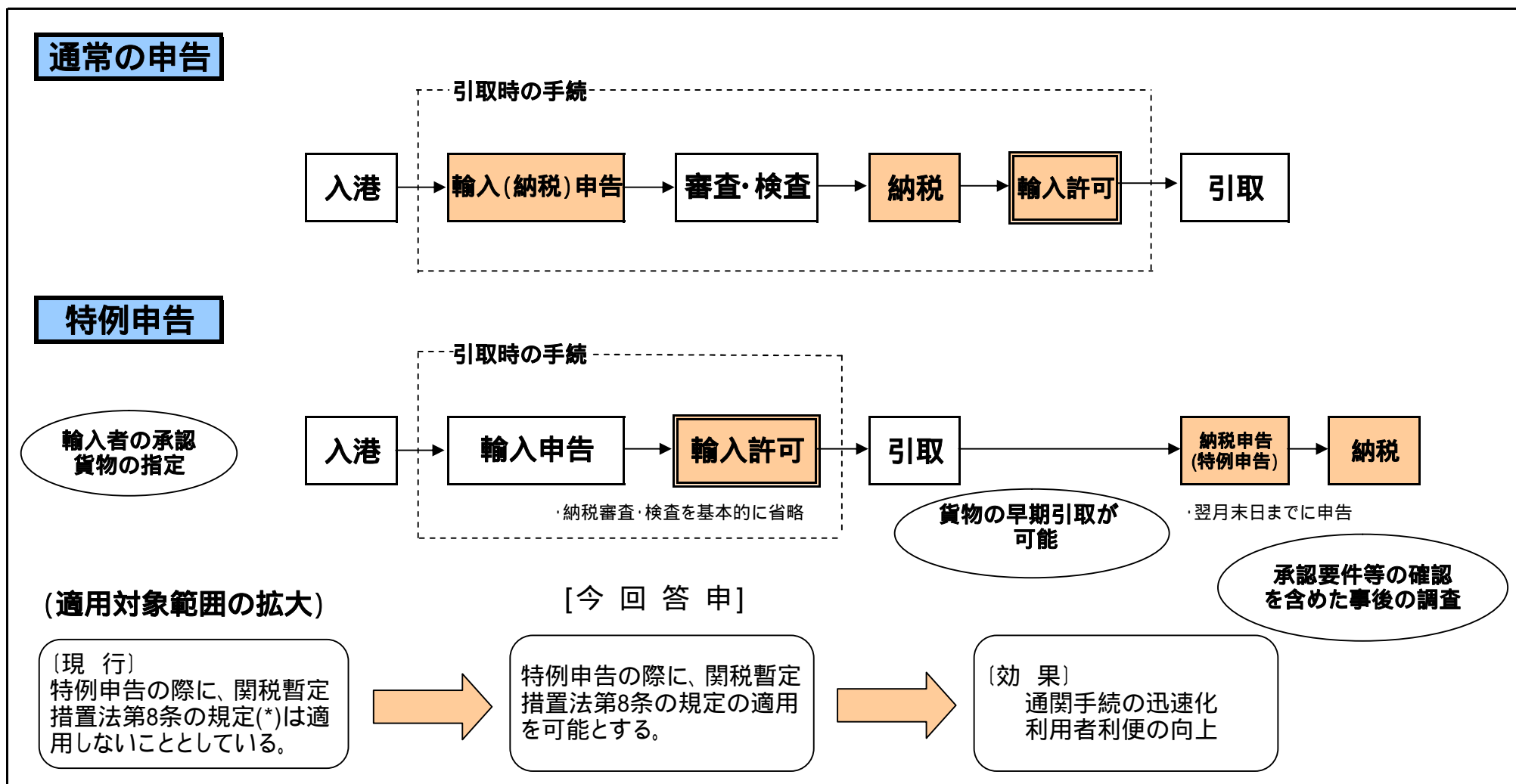


## 特例申告の適用対象範囲の拡大



〔 \* 関税暫定措置法第8条は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とする製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合に、その製品に課される関税から輸出した原材料相当分を軽減することを規定(加工再輸入減税制度)。 〕